

沖縄県蚊媒介感染症対策行動計画 (第6版)

令和6年6月7日

平成28年7月12日第1版*作成

*沖縄県蚊媒介感染症行動計画

平成28年10月21日第2版作成

平成29年4月1日第3版作成

令和3年7月14日第4版作成

令和4年9月5日第5版作成

目次

はじめに	P 2
I 基本的な方針	P 4
II 関係機関の役割	P 5
III 平常時の対策	P 7
IV 県内発生時の対策	P 9
V 資料編	P 11

別添

1. 蚊媒介感染症患者発生時対応フロー図
2. ジカウイルス感染症患者発生時対応フロー図
3. 蚊媒介感染症の県内拡大が疑われる事例発生時対応フロー図

はじめに

国際的な人の移動の活発化に伴い、国内ではあまり見られない感染症に海外で感染し、帰国又は入国する事例（以下「輸入感染症例」という。）の発生が増加している。デング熱等の蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）についても、輸入感染症例の発生が継続的に報告されている。

平成26年8月、日本国内でデング熱に感染した患者が約70年ぶりに確認され、最終的には国内で162人の患者が報告された。令和元年には、世界各地でのデング熱流行の影響により輸入感染症例が増え、届出数が過去最多の461例となった。デング熱は、日本に広く分布するヒトスジシマカ、今後国内における定着が危惧されるネッタイシマカが媒介することが知られており、輸入感染症例が継続的に報告されていることから、輸入感染症例を起点として国内での感染が拡大する可能性がある。

また、デング熱同様にヒトスジシマカ、ネッタイシマカが媒介するジカウイルス感染症は、平成27年にブラジルを始めとする中南米での流行が報告されており、国内でも令和6年5月の時点で、いずれも輸入感染症例ではあるが23症例が確認されている。

デング熱やジカウイルス感染症等、現在、有効なワクチン等が存在しない蚊媒介感染症への対策としては、平常時から感染症を媒介する蚊（以下「媒介蚊」という。）の対策を行うこと、国内において蚊媒介感染症が媒介蚊からヒトに感染した症例（以下「国内感染症例」という。）を迅速に把握すること、患者発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと、患者に適切な医療を提供することなどが重要である。

国は、このような状況を踏まえ、平成27年4月に「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」を策定するとともに、国立感染症研究所において「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き」を作成した。

これまで県内でデング熱が媒介蚊からヒトに感染した症例（以下「県内感染症例」という。）の報告はなかったが、令和元年9月に、海外渡航歴はあるものの、潜伏期間や疫学調査から那覇市内での感染が推定されたデング出血熱患者が発生した。今後も、蚊媒介感染症の流行が報告されている地域からの観光客の増加、米軍基地の存在、世界のウチナーンチュ大会といった国際的なイベントの定期的な開催を考慮すると、輸入感染症例を起点とした県内感染症例発生リスクは大きいと考えられる。

沖縄県蚊媒介感染症対策行動計画（以下「行動計画」という。）では、蚊媒介感染症に対して県が取り組むべき対策をはじめ、市町村、医療機関、公園・学校・寺社のほか植栽を含む広い敷地を有するなど、蚊が多く発生すると考えられる施設の管理者（以下「施設管理者」という。）等の関係機関、県民が、それぞれ連携して担うべき対策を提示している。

また、本行動計画は、蚊媒介感染症の発生動向、予防・治療等に関する最新の科

学的知見や蚊媒介感染症対策についての取組みの進捗状況を勘案し、必要があると認めるときにはこれを改定するものとする。

I 基本的な方針

1 行動計画の基本的考え方

本行動計画は、「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 27 年 4 月 28 日付厚生労働省告示第 260 号。一部改正 令和 3 年 9 月 14 日付厚生労働省告示第 334 号。以下「国指針」という。）を踏まえ策定するものであり、デング熱、チクングニア熱及びジカウイルス感染症を対象として対策を講ずるものとする。また、これ以外の蚊媒介感染症についても、共通する対策は必要に応じて講じる。

蚊媒介感染症対策については、日頃から蚊の発生抑制に取り組むとともに、患者発生時の迅速な対応により、感染の拡がりを限局的なものにとどめることが重要である。そのためには、行政をはじめとした関係機関や県民が協力して対策に取り組む必要がある。

本行動計画では、県（感染症対策課、保健所、衛生環境研究所）が取り組むべき対策をはじめ、保健所設置市、市町村、医療機関、施設管理者等の関係機関、県民が担うべき対策を提示している。

デング熱、チクングニア熱及びジカウイルス感染症が県内で感染してから診断、認知されるまでには、時差が生じ、保健所等で患者発生を探知した時点で入手できる情報は限られるため、初期対応の時点で感染が拡大することを想定した対策を講じる必要がある。

初期対応以降は、患者の発生状況等を踏まえ、適宜対策の見直しを図る柔軟な姿勢が求められる。また、本行動計画は、蚊媒介感染症に関する最新の科学的知見や蚊媒介感染症対策についての検証等を通じ、適時適切に改定を行うものとする。

2 行動計画の目的

国外及び県外で感染した無症候感染者等を通じて県内へウイルスが持ち込まれることを防ぐことは困難である。こうした認識を前提に、本行動計画では、蚊の発生抑制の取組みや早期診断体制の整備等、平常時からの備えを万全にするとともに、県内感染症例の発生及び感染拡大を防止することを目的とする。

Ⅱ 関係機関等の役割

県内感染症例の発生や拡大を防止するためには、平常時から媒介蚊の対策を行うこと、国内感染症例及び県内での輸入感染症例の発生を迅速に把握すること、県内感染症例の発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと及び患者に適切な医療を提供すること等が重要である。そのためには、県（感染症対策課、保健所、衛生環境研究所）、保健所設置市、市町村、医療機関、施設管理者、県民が互いに協力し、それぞれの役割を果たすことが求められる。

【県】

感染症対策課は、蚊やヒトのサーベイランスによる蚊媒介感染症の迅速な探知を実施するとともに、市町村及び関係機関等が実施する蚊媒介感染症対策を総合的に推進する。また、必要に応じて、県のそ族昆虫の担当部署である環境部に加え、県の健康危機管理対策要綱及び観光危機管理基本計画等に基づき、関係部署と連携を図り、対応する。

保健所は、県民からの蚊媒介感染症に関する問い合わせへの対応をはじめ、患者発生時には積極的疫学調査や保健指導を行うとともに、蚊の対策の必要性を検討するなど、地域における蚊媒介感染症対策の中心的役割を担う。また、患者所在地や推定感染地等を管轄する保健所が異なることも想定されることから、関係する保健所間で調整を行い、各市町村とも連携して蚊媒介感染症対策を推進する。

衛生環境研究所は、蚊のモニタリング調査や病原体サーベイランスによる蚊媒介感染症の迅速な検査の実施及び病原体の分析等の取組みを実施する。

【保健所設置市】

保健所設置市は、市が定める行動計画に沿った感染対策を基本に、本行動計画における保健所と市の両方の役割において県と相互に連携し、蚊媒介感染症対策を推進する。

【市町村】

住民への普及啓発、住民からの蚊に関する問い合わせへの対応、蚊の発生抑制・駆除の実施等により、蚊媒介感染症対策を推進する。

【医療機関】

患者の状態に応じた医療を提供するとともに、患者に対し、血液中にウイルスが多く含まれるため、蚊を媒介して感染拡大のリスクがある期間（以下「ウイルス血症期」という。）中の防蚊対策や献血の回避の重要性に関する指導等

を行うよう努める。更にジカウイルス感染症の場合は、適切な期間、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控えることの指導を行うよう努める。

【施設管理者】

利用者への注意喚起、蚊の発生抑制・駆除の実施、施設の利用制限を検討する等必要な対策を講じる。

【県民】

蚊媒介感染症に対する正しい知識を持ち、海外への渡航時または国内発生地域への旅行時等は、予防のための防蚊対策を実行する。帰国または帰宅後、発熱などで医療機関を受診する場合は、海外への渡航歴または国内発生地域への旅行歴を伝えるよう努める。

また、蚊媒介感染症と診断された場合には、医師や県の助言に従い、ウイルス血症期において、防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、県が実施する積極的疫学調査に協力すること、更にジカウイルス感染症の場合は、適切な期間、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控えることなど、県内感染症例の発生及び拡大を防止するために必要な協力を行うよう努める。

Ⅲ 平常時の対策

国内に常在しない蚊媒介感染症の県内感染症例が発生していない状態を平常時とし、この時点においては蚊の発生を可能な限り抑制するなど、行政と県民が協力して県内感染症例の発生リスクを低下させる活動を行うことや、蚊媒介感染症患者の発生を早期に探知する検査・医療体制を整備しておくことが重要である。

1 対策推進体制の構築

県は、平常時から蚊媒介感染症について情報の収集及び分析を進め、必要に応じて関係機関への情報提供や、感染予防及び感染拡大防止のための普及啓発を行う。また、輸入感染症例及び県内感染症例を早期に探知する検査・医療体制を整備する等、関係機関と連携を構築し、対策を推進する。

県及び市町村は、ヒト及び媒介蚊についての積極的疫学調査の研修、蚊の捕集、同定、密度調査及び駆除に関する研修、病原体検査の研修等を通じ、蚊媒介感染症や媒介蚊に関する知識や技術を有する職員を養成する。また県は、医師や市町村に対して情報提供や研修会を実施する。

2 輸入感染症例探知時の対応

輸入感染症例探知時の対応の概要については、別添 1 の蚊媒介感染症患者発生時対応フロー図、特にジカウイルス感染症の場合は、別添 2 のジカウイルス感染症患者発生時対応フロー図に示すとおりである。

県は、患者がウイルス血症期に県内で蚊に刺されていないか、ジカウイルス感染症の場合は性行為による感染の可能性があるか等、県内感染症例発生の可能性を調査し、蚊の駆除の必要性を検討する。

3 蚊の対策

県は、蚊媒介感染症の発生に関する蚊及びヒトについての総合的なリスク評価を行うものとする。長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多く、海外からの渡航者が多く訪れ、かつ、大規模公園などの蚊の生息に適した場所について、リスク評価の結果、注意が必要とされた地点においては、国立感染症研究所が策定した「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き」等を活用し、必要に応じて、市町村と連携しつつ、施設管理者等の協力を得て、定点を定めた媒介蚊の発生状況の継続的な観測（以下「定点モニタリング」という。）を行う。

市町村及び施設管理者は、自らも管轄内において定点モニタリングを実施することに努め、県あるいは自らが実施した定点モニタリングの結果を参考に、蚊媒介感染症に関する蚊やヒトについてのリスク評価を行い、リスクの高い地点においては、幼虫が発生する水たまり撤去や草刈り等の環境対策を行うとともに、必要に

応じて雨水マス、排水マス等への昆虫成長抑制剤投入等の対策を行い、蚊の発生を抑制する。また、施設管理者は、当該施設に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者に対する予防のための防蚊対策に関する注意喚起などの対応を適宜行うものとする。

県は、市町村及び施設管理者が独自に定点モニタリングを実施する場合は、当該地点の選定や継続的な監視方法、媒介蚊の対策等において、支援を行い、連携して実施する。

4 県民への予防方法の普及啓発

県及び市町村は、県民に対し、個人及び地域で実施可能な予防方法として、媒介蚊の発生源の対策、肌をできるだけ露出しない服装や忌避剤の使用等による防蚊対策等の普及に努める。また県は、県内に滞在する外国人に情報提供を行うための体制、手段等の検討を行う。

IV 県内発生時の対策

国内に常在しない蚊媒介感染症の県内感染症例が発生した場合、当該症例が発生した市町村、保健所、医療機関及び感染症対策課等の間で、迅速に情報共有を行うとともに、住民等への注意喚起を実施することとする。

1 対策推進体制の強化

県は、医師の届出による患者の情報のみならず、患者の検体から検出された病原体に関する情報及び定点モニタリングによる媒介蚊の増減などの情報も含め、総合的に分析を行い、得られた情報を医療機関等県内関係機関に周知する。また、県民及び県内旅行者に対する注意喚起を速やかに実施するとともに、医療・検査体制を強化し、感染の拡大を抑える。

2 県内感染症例探知時の対応

県内感染症例探知時においても、その対応の概要は別添1及び別添2に示すとおりである。

保健所は、県内感染症例については、可能な限り全ての症例に対して積極的疫学調査を実施し、県内で蚊媒介感染症に感染したと推定される場所（以下「推定感染地」という。）に関する情報を収集する。

積極的疫学調査の結果、他の保健所等への情報提供を要すると判断した場合には、迅速に情報提供を行い、必要に応じ、他の保健所等との間で連携を取りつつ、対策を講じることとする。また、まん延防止のため、蚊媒介感染症と診断された患者に対しては、ウイルス血症期の蚊の刺咬歴や献血歴、更にジカウイルス感染症の場合は性行為歴等、感染拡大の可能性を確認するとともに、医療機関と連携し、ウイルス血症期の防蚊対策や献血の回避、更にジカウイルス感染症の場合は、適切な期間、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控えることの重要性について指導することとする。

3 蚊の対策の強化

蚊媒介感染症の県内拡大が疑われる事例発生時の対応の概要は別添3に示すとおりである。

県は、関係機関と連携し、定点モニタリング調査を強化するとともに、採取された全ての蚊について、病原体検査を実施する。また、必要に応じて、関係機関と連携して推定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施する。媒介蚊の密度調査等を実施する場合は、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかることを防止するための防蚊対策を徹底する。

感染症対策課及び衛生環境研究所は、県内の同一地点、同一期間又は同一集団内

で複数の県内感染症例が発生すること、異なる患者の検体から分離された病原体の遺伝子配列が一致することなどにより、推定感染地がある程度特定された場合、現地における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 35 条に基づく蚊の密度調査等の結果や、当該推定感染地が公園等の公共施設であるときは、利用者の状況等を踏まえ、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性の評価を実施する。

保健所は、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性に関する評価の結果に応じ、法第 28 条に基づき施設管理者へ有効かつ適切な蚊の駆除を行うことを命ずる。また、必要に応じて、市町村への有効かつ適切な蚊の駆除の指示を行うとともに、国指針に基づき当該推定感染地の施設管理者等や市町村と連携して、一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊の対策を実施することとする。

県及び市町村は、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備について考慮し、施設管理者及び市町村は、保健所の指示の下、蚊が多い場所等での環境整備や薬剤散布など、有効かつ適切な蚊の駆除を行い、感染リスクの低減を図る。なお、その際に事業者へ委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、当該事業者との連携に努めることとする。

4 県民への情報提供及び県民が実施する対策

県は、県内感染症例の発生状況や推定感染地等について、沖縄県感染症発生時の公表基準に則り、ホームページや報道機関を通じ、情報提供を行う。

県民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、ウイルス血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、県が実施する積極的疫学調査に協力すること、更にジカウイルス感染症の場合は、適切な期間、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控えることなど、感染の拡大防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

V 参考資料

- 「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」
(平成 27 年 4 月 28 日付厚生労働省告示第 260 号。一部改正 令和 3 年 9 月 14 日付厚生労働省告示第 334 号。)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000832729.pdf>

- 「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き（地方公共団体向け）」
(平成 29 年 4 月 28 日国立感染症研究所)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000163947.pdf>

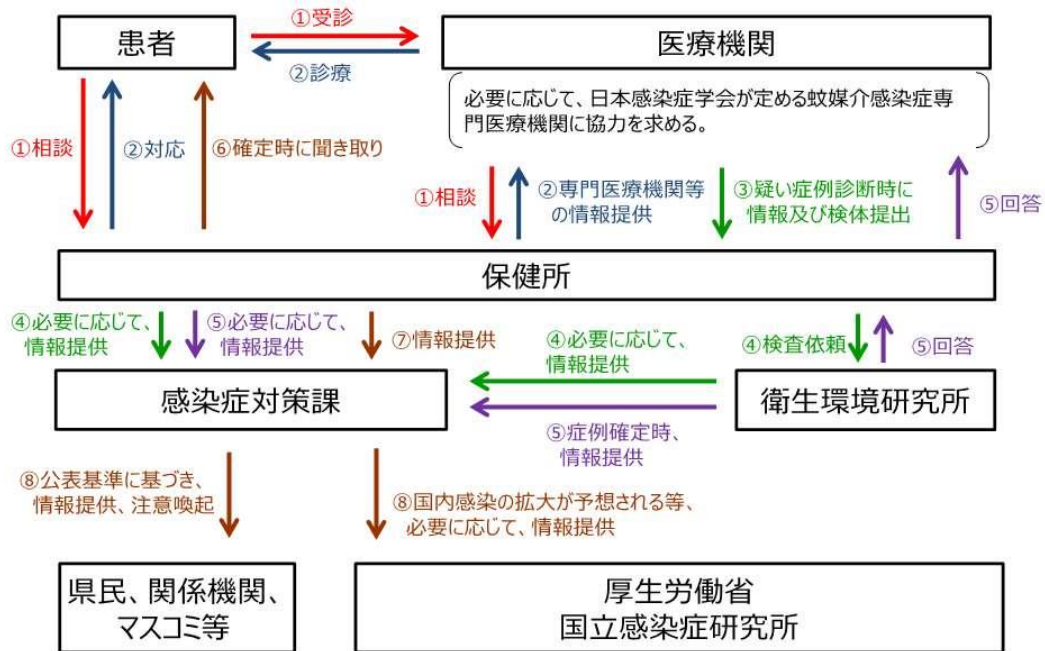
- 「蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第 5.1 版）」
(令和 5 年 9 月 6 日国立感染症研究所)
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/dengue/Mosquito_Mediated_230906-5_1.pdf

- 「デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の媒介蚊ヒトスジシマカの対策＜緊急時の対応マニュアル＞」
(令和元年 10 月 24 日国立感染症研究所)
<https://www.niid.go.jp/niid/images/ent/2019/manalbo20191024.pdf>

別添 1

蚊媒介感染症患者発生時対応フロー図

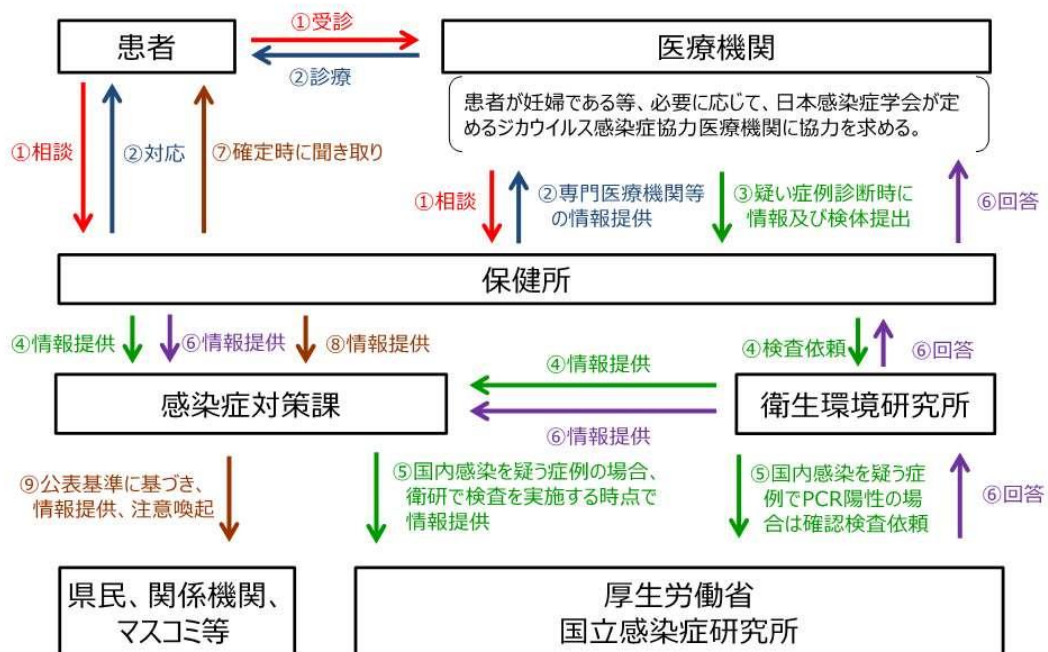
(発生届とその受理等、4類感染症に係る一般的な処理については省略する)



別添 2

ジカウイルス感染症患者発生時対応フロー図

(発生届とその受理等、4類感染症に係る一般的な処理については省略する)



別添 3

蚊媒介感染症の県内拡大が疑われる事例 発生時対応フロー図

